

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号			
不利益処分の種類	法第3条第1項ただし書き確認取消し	根拠条項	第3条第6項			
処分基準	<p>土壌汚染対策法第3条第5項</p> <p>第1項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>					
	<p>土壌汚染対策法第3条第6項</p> <p>都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。</p>					
	<p>土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）</p> <p>（法第3条第1項ただし書の確認の取消しを行う場所）</p> <p>第20条 法第3条第6項の規定による同条第1項ただし書の確認の取消しは、前条第3号の土地の場所について行うものとする。</p>					
	<p>（法第3条第1項ただし書の確認の取消しの通知）</p> <p>第21条 都道府県知事は、法第3条第6項の規定により同条第1項ただし書の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。</p>					
対応区分	① 聴聞の実施	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次
	2 弁明の機会の付与					NO